

令和3年7月 校長会資料

1	家庭における通信環境に関する調査について……………	1
2	1人1台パソコンの持ち帰りに向けてのご家庭へのお願い……………	5
3	情報セキュリティ研修の実施について……………	7
4	校務支援システム(Googleアカウントの発行・停止)について……………	8
5	1学期の生活事故について……………	9
6	夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について……………	10
7	授業日数及び授業時数の報告について……………	13
8	小中学校ホームページにおける学校図書検索機能の追加について……………	16
9	ICTを活用した教育について……………	17
10	第1回不登校対策プロジェクト会議について……………	18
11	第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について……………	20
12	自転車損害賠償保険等への加入について……………	23
13	ヤングケアラーとその取組について……………	25
14	子育てトークについて……………	27
15	特別支援教育研修会について……………	28
16	教職員の交通事故・違反防止について……………	30
17	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	34
18	鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について……………	39
19	就学時健康診断の実施について……………	40

鈴教政 203 号
令和3年6月28日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育政策課長

家庭における通信環境に関する調査について（依頼）

鈴鹿市では令和2年度に児童生徒用端末の1人1台環境の整備を進め、今年度から本格的に活用しています。

今後、児童生徒用端末を自宅へ持ち帰ることも考えられます。

つきましては、各家庭の通信環境に関する調査を下記のとおり実施いたします。

各小中学校におかれましては、各家庭に調査の依頼をお願いいたします。

記

1 調査目的

児童生徒用端末を自宅等へ持ち帰って学習する取組を行うための資料とします。

2 調査期限 令和3年7月28日(木)

3 調査方法

- ① メール配信を使って、保護者に依頼してください。
※家庭ではなく、児童生徒1人について1つの回答としてください。
- ② 回答はメール配信に記載された URL から Google フォームを開いて行います。
- ③ メール配信ができない家庭や翻訳が必要な家庭については、別添の調査用紙や電話等にて調査し、各学校で Google フォームに入力してください。
- ④ Google の共有ドライブに、回答状況を示すスプレッドシートを保存しますので、随時御確認いただき、未回答の家庭については、電話等で回答を依頼するか、直接聞き取りを行ってください。
- ⑤ 回答内容の精査については、後日、教育政策課より依頼します。

4 送付文書

- (1) 家庭における通信環境に関する調査（調査内容）
- (2) 記述用調査用紙（日本語版、英語版、ポルトガル語版、スペイン語版、タガログ語版、中国語版）
- (3) 調査用 URL 一覧
- (4) メール配信文例

5 連絡事項

- (1) 回答締切日は、各学校で設定してください。
- (2) 今回の通知は行政系 NW にのみ送信しています。

【事務担当】 教育政策課 金谷・澤田 kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp Tel.059-382-9112

家庭における通信環境に関する調査

鈴鹿市では、今年度1人1台環境での児童生徒用パソコンの本格的な活用が始まりました。
 今後はパソコンを家庭へ持ち帰り、宿題や課題をすることも考えられます。
 お手数ですが、各ご家庭の通信環境について、本調査へご回答いただきますよう、お願いします。
 ※お子様1人につき1回の回答をお願いします。
 ※調査結果は、持ち帰りの実施体制づくりの資料以外には、利用いたしません。

お子様の所属学年（プルダウンリスト）

小学校は「小学1年生～小学6年生」、中学校は「中学1年生～中学3年生」が選択可能

お子様の所属クラス（プルダウンリスト）

学校のクラスに合わせて、「1・2・3…」, 「A・B・C…」, 「い・ろ…」, 「松・竹…」等が選択可能

※単級の学年については、「1組」を選択

お子様の出席番号（プルダウンリスト・・・必須項目としない）

「1～40」で選択可能

お子様の名前（記述式）

問1. 学校のパソコンを持ち帰った時、ご家庭にインターネット接続環境がありますか。

（ラジオボタンにより下記より1つ選択）

- ①Wi-Fi（無線LAN）で接続できる
- ②有線LANのみ接続できる ※別途変換アダプタが必要です。
- ③スマートフォンのテザリングでのみ接続できる
 ※テザリングは契約によって追加料金が必要となる場合があります。
- ④接続できない

（①～③と答えた場合、問2へ進む。④と答えた場合、問4へ進む。）

問2. 1カ月の使用データ量の上限はありますか。

（ラジオボタンにより下記より1つ選択）

- ①ある
- ②ない
- ③わからない

（①と答えた場合、問3へ進む。②・③と答えた場合は終了。）

問3. 1カ月のデータ量の上限は何ギガバイトですか。（数値のみでお答えください。）

（記述式）

（回答後、終了）

問4. 今後、パソコンの持ち帰りが始まった際に、インターネットへの接続環境をご準備いただくお考えはありますか。

(ラジオボタンにより下記より1つ選択)

- ①今後、またはその時に Wi-Fi が使えるように家庭で契約する予定
- ②接続環境を用意する予定はない
- ③まだ決めていない

(回答後、終了)

保護者の皆様へ

1人1台パソコンの持ち帰りに向けてのご家庭へのお願い

令和3年〇月 鈴鹿市教育委員会

ご理解とご協力をおねがいします

- 学校で学習に使用している1人1台パソコンについては、教育委員会で用意し、児童生徒全員に無償で貸与しているものです。
- 今後、操作方法等の習熟具合を見極めながら、家庭へ持ち帰っての学習を可能とする予定です。学校でも十分に指導したのちに開始いたしますが、有効に活用しながら学んでいくためには、ご家庭の協力が不可欠です。
- 1人1台パソコンの持ち帰りについて、ご承知おきいただきたいこと、ご家庭にお願いしたいことを以下に記載しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保護者の皆様へのお願い ①1人1台パソコンの貸与について

- 貸与されたパソコンは、卒業もしくは転出するまで使用しますので、お子様が大切に使用するよう、ご家庭でも適宜ご指導をお願いいたします。
- **各学校を卒業する際、もしくは転校する際に、学校へ返却**していただきます。
- 貸与するパソコンは以下の2種類で、学校の判断でどちらかを貸与します。種類を選ぶことはできません。
 - ①ASUS製 Chromebook C214MA-BU0029
 - ② NEC製 Chromebook PC-YAE11X21A4J2
- どちらの種類でも操作方法はほとんど変わりなく、**学習内容に違いはありません**。
- 既存端末の有効活用という観点から、全員が同じ端末ではありません。



保護者の皆様へのお願い ②ご家庭での『Wi-Fi使用』について

- 持ち帰ったパソコンを使って家庭学習をするためにはご家庭におけるインターネット(Wi-Fi)環境が必要となります。
- 現在、**Wi-Fi環境が「ある」**ご家庭については、児童生徒が持ち帰るChromebookをご家庭のWi-Fiルータ等に接続し、使用していただきますようご協力をお願いいたします。その際の通信費についてはご家庭で負担いただきますようお願いいたします。なお、通信量に制限のある契約をされているご家庭については、必要に応じて契約見直し等のご検討をお願いいたします。
- 現在、**Wi-Fi環境が「ない」**ご家庭は、今後も継続して持ち帰っての学習を行うため、Wi-Fi環境の用意をご検討いただければと思います。
 - ※事情によりWi-Fi環境をご準備いただけない場合については、後日お知らせします。
- ご家庭のWi-Fiルータ等への接続については、後日説明資料を配布いたしますので、ご家庭にて設定作業(パスワードの入力等)をお願いいたします。なお、一度設定すれば、パスワード等は端末に保存されますので、再度入力等をいただく必要はありません。Wi-Fiルータを交換した場合には、再度の設定作業が必要となる場合があります。



保護者の皆様へのお願い ③『持ち帰るパソコンの扱い』について

- 児童生徒が持ち帰るパソコンについては『児童生徒本人が学習のみに使用する』ものとしますので、ご理解ください。
- 小学校低学年の児童については、機器・アプリケーションの操作に、保護者の支援が必要な場面もあるかと思われます。学校でも十分な指導を行ったうえで持ち帰りを行います。 **わかる範囲で結構ですので、ご協力をお願いいたします。**
- 鈴鹿市が導入したパソコンは比較的丈夫な設計となっておりますが、 **不注意による破損等ができるだけないように、**ご家庭でもご指導をお願いいたします。



Q & A

Q1 持ち帰った際、どのような学習が考えられますか？

A1：「classroom」というアプリを利用して教員から与えられた課題の作成、「ミライシード」というアプリを利用したドリル学習等が考えられます。学習内容については、児童生徒の発達段階や端末操作の習熟度を判断して、設定していきます。

Q2 もし、家庭で使用中にパソコンを破損してしまったら、どうすればよいですか？

A2：翌日、学校に破損したときの状況を電話等で伝え、パソコンを渡してください。

故障した場合は予備のパソコンを貸し出しますが、予備のパソコンの数には限りがありますので、大切に使用するようにご家庭での指導をお願いします。また、故意による破損等、場合によっては弁償していただくこともあります。



Q3 破損したかどうかわからないけれど、パソコンが思うように動かない（起動できない・アプリが使えない等）場合はどうすればよいですか？

A3：翌日、お子様から教員に状況等を伝えるようにしてください。

（必要に応じて、連絡帳等での補足をお願いします）

Q4 有害サイトにアクセスしてしまったりしないか心配です。何か対策はありますか？

A4：1人1台パソコンには、フィルタリングサービスを導入して有害サイトへのアクセスをブロックしています。また、フィルタリングの設定については、学校の意見等を参考に適宜見直します。

Q5 夜遅くまで動画を観てしまう等、生活リズムが乱れないか心配です。何かルールはありますか？

A5：使い方のルールを定め、深夜の利用を行わない等、学校でも十分に指導いたしますが、ご家庭でも指導をお願いします。

Q6 利用履歴や学習履歴は記録されていますか？

A6：下記の履歴を下記の目的のために記録しています。また、アプリのうち、ミライシードの学習履歴、classroomの課題提出状況等については、各教員が指導のために確認できるようになっています。

【記録している履歴】パソコンへのログイン履歴、インターネットの閲覧履歴、
classroomやミライシード等のアプリの利用履歴

【記録の目的】システム障害時の原因究明や、生徒指導上問題となる行為および目的外での利用があった際の対策のため

ご不明な点等がございましたら、お子様が通われている学校までお問い合わせください。

令和3年7月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育政策課長

情報セキュリティ研修の実施について (依頼)

このことについて、下記の要領で情報セキュリティ研修を行います。各学校におかれましては、所属の教職員に本研修の実施目的を説明の上、確実に受講するよう配慮をお願いします。

記

- 1 実施目的 児童生徒の個人情報等の情報資産に対する脅威から情報資産を保護し、その機密性・完全性・可用性を維持するために必要な知識を習得するため。
- 2 実施期間 令和3年7月21日(水)から令和3年11月1日(月)の間
- 3 実施方法 インターネット接続による研修(eラーニング)
接続先「事例で学ぶ学校情報セキュリティ
Net モラル・セキュリティ研究会編(広教)」
※URL及び個別のID等は別途連絡します。
※アニメーション動画を視聴後に確認問題を行います。
- 4 内容例 「IDとパスワードの管理」
「私物機器を使ったデータの持ち出し」など 全14項目
- 5 その他
 - 実施期間中であれば、いつでも受講できます。
 - 1つの項目は5分程度で終了できますが、10分以上かかる項目もあります。全ての項目を一度に行う必要はないので、何回かに分けて実施し、11月1日までにすべての項目の研修を終えてください。
 - 本研修は、googleアカウントをもつ教職員のうち、行政用LG-WAN(黒パン)を利用していないすべての教職員を対象とします。
 - 管理職は自校教職員の進捗状況が確認できますので、期間内に全員が受講を終えるよう働きかけをお願いします。

【事務担当】

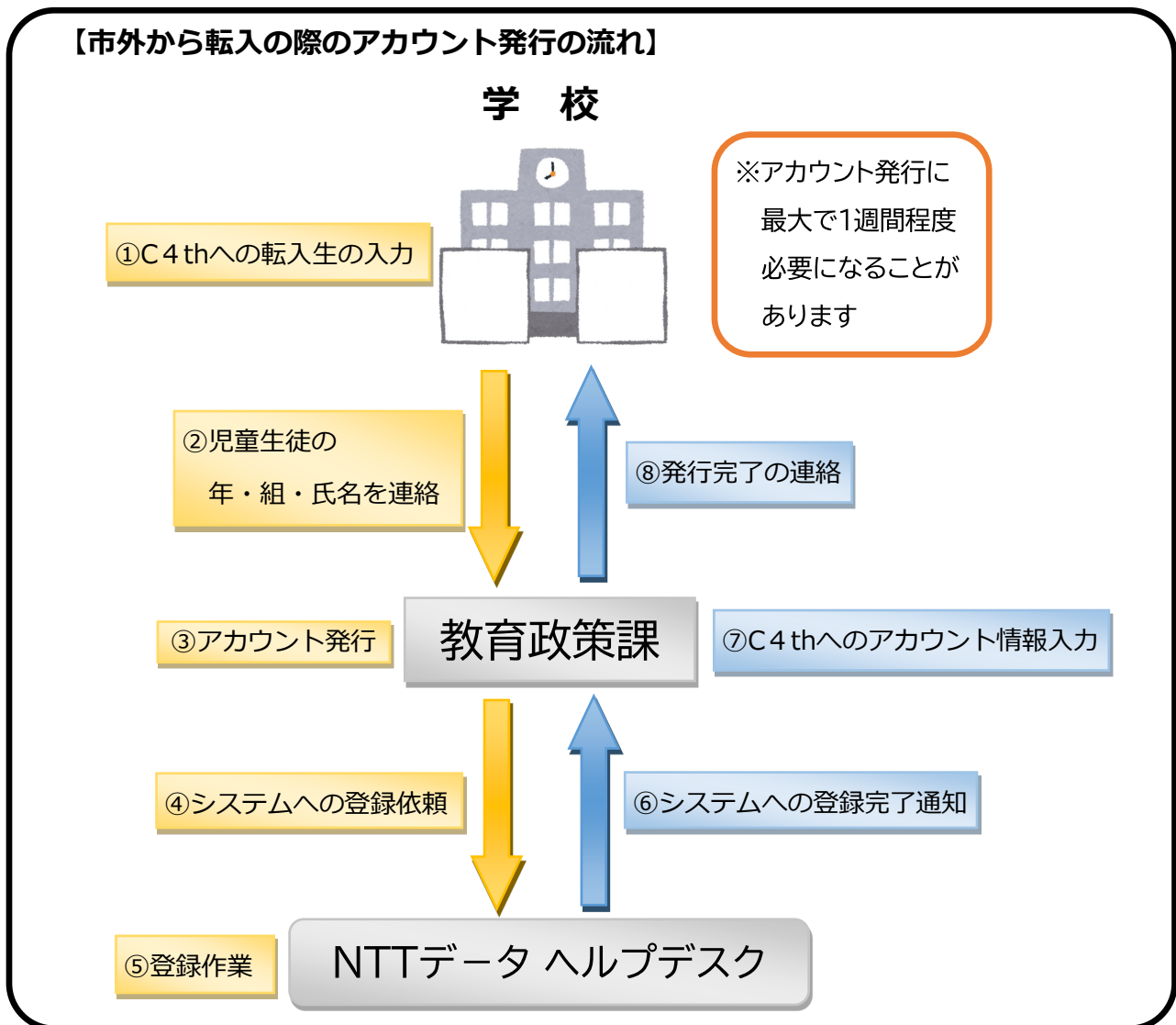
教育政策課 金谷・澤田 kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp Tel.059-382-9112

校務支援システム（Googleアカウントの発行・停止）について

【転出入処理のお願い】

- 児童生徒の転出入が発生した際には、校務支援システム「C4th」で“**転出入処理**”を必ず行ってください。 ※アカウント発行や停止, 共有ドライブの設定変更が必要です。
- 市外転出入の際も、転出入処理を行ってください。(新規追加, 削除等に対応しない)
- アカウントを発行する際は、転入処理の完了後に教育政策課へ連絡してください。
 - ※ 転出入処理は管理職とシステム担当の教員のみ操作可能です。
 - ※ 操作方法は校務支援システム「C4th」のヘルプ「児童生徒名簿」を参照してください。

【市外から転入の際のアカウント発行の流れ】



【市内での児童生徒の異動があった場合】

- ① 転出する学校で転出処理をする。
- ② 転入先の学校で受け入れ処理を行う。(新規に追加しない)
 - ※システム上で同一人物が2人存在することになってしまいます。
- ③ 転入先の学校から教育政策課へ児童生徒の学年・組・氏名を連絡する。
 - ※共有ドライブ等の設定変更を行います。

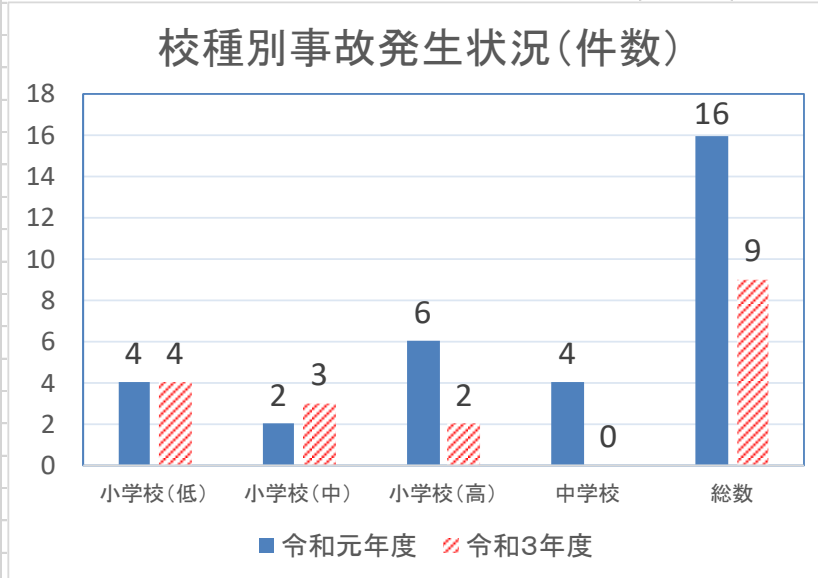
【市外への転出があった場合】

転出処理で入力された情報をもとに、教育政策課でアカウント停止作業を行います。(連絡不要)

令和3年度 学校管理下における生活事故報告について

令和3年6月15日現在

1 校種別事故発生状況(件数)4月～6月



2 時間別・校種別事故発生状況(件数)

		登下校		休み時間		授業 (体育等)		給食		部活動		その他		合計	
		令和 元年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 3年度
小学校	低	1	0	2	2	0	0	0	1	/	/	1	1	4	4
	中	0	1	0	2	2	0	0	0	/	/	0	0	2	3
	高	1	0	2	1	3	0	0	0	/	/	0	1	6	2
中学校		1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4	0
合計		3	1	4	5	7	0	0	1	1	0	1	2	16	9

3 怪我等内訳(事故1件について複数カウント有)

	骨折 (ひび)	裂傷	打撲	脱臼	捻挫	熱中症疑い	アレル ギー 疑い	その他	合計
令和 元年度	3	1	3	0	0	2	0	7	16
令和 3年度	1	3	4	0	0	0	0	1	9

(令和3年度の救急車による緊急搬送 1件)

4 考察

(1)昨年度は臨時休業期間があったため、令和元年度の同時期と比較した資料となっている。全体の事故件数としては減少しており、特に中学校からの報告は0件となっている。

(2)事故の発生状況を見ると、休み時間に起きていることが多い。運動場での事故では、低学年児童が高学年児童と衝突し頭蓋骨を骨折するといったことが報告されており、運動場での遊び方や休み時間の過ごし方等について指導の徹底が必要である。

(3)熱中症疑いによる救急搬送等は現時点で報告はされていないが、今後気温や湿度の上昇により熱中症の危険が心配される。暑さ指数(WBGT)を測定したり熱中症警戒アラートを参考にするなど、各校において熱中症事故の防止について、指導の徹底をお願いしたい。

鈴 教 指 第 792 号
令和3年 7月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について

このことについて、下記のとおり送付します。

については、貴校教職員に周知いただくとともに、記載内容を参考に、夏季休業に向けた児童生徒への御指導をお願いします。

記

送付文書

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について（小・中学校用）

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 神戸 淳一

TEL : 059-382-9028

E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について

鈴鹿市教育委員会

夏季休業中は生活面や学習面で児童生徒が日ごろ得難い有意義な体験を積むことのできる絶好の機会です。しかし、夏季休業に入るとなると、学校の規則正しい生活から家庭での自由な生活が中心となるため、学習から離れてしまうことや不規則・不摂生な生活に陥りやすくなることなどが懸念されます。また、非行や事故、児童生徒をねらった声かけやいたずら等の事件の発生も心配されます。

そこで、事故等を未然に防止し、楽しく有意義な夏季休業となるよう、各学校では、下記の事項に留意して、休業中の学習指導及び生徒指導の充実に努めるよう願います。

1 自律的な生活の指導

- (1) 児童生徒一人一人に生活目標を立てさせたり、日課表を作らせたりして、それに基づいて、根気強く継続的に実践するよう指導を徹底すること。
- (2) 夏季休業中の生活のきまりや約束については、学級会、児童会、生徒会などでの話し合いによって意識を高め、それを自発的に守るよう指導すること。
- (3) 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践したり、ラジオ体操を行ったりして、規則正しい生活習慣を維持するよう指導すること。

2 自主的な学習の指導

- (1) 学習は、自分に合った学習計画に基づいて進めるよう指導すること。
- (2) 長期の休みでなければできない課題を自分で見つけ、その解決に向けて積極的、継続的に取り組むよう指導すること。
(自由課題については、絵画や工作などの制作、植物・昆虫などの採集、気象調べ、飼育や栽培とその観察、郷土調査、国際的理解を深める研究、日記や感想文の作成、芸術活動、新聞・雑誌等のスクラップなど広い範囲から選ばせること。)
- (3) 不得意な教科や学習内容を克服するための具体的な学習の方法を指導すること。
- (4) 読書活動を奨励するとともに、学校図書館や市立図書館の利用、図書を選択についても指導すること。

3 家族の一員(社会の一員)としての生活態度の指導

- (1) 家族の一員として、家事の手伝いや分担など、家庭の仕事に対して積極的に協力し、家族との連帯感を深めるよう指導すること。
- (2) 家庭的・社会的な行事について日ごろ得難い体験をするよう指導すること。
- (3) 近隣との付き合い、来訪者への応対など社会的礼儀について指導すること。

4 健康増進の指導

- (1) 保健衛生上望ましい生活習慣(正しい生活規律、ラジオ体操への参加、夜ふかしの防止、適切な水分補給、手洗いの励行など)について指導すること。
- (2) 食中毒の予防について指導すること。
- (3) 熱中症に対する予防と初期の手当の仕方について指導すること。
- (4) 毒蛇、毒虫などによるかぶれ、けがなどの予防と簡単な応急処置について指導すること。
- (5) 健康診断等で治療が必要とされた疾病や長期の治療を要する疾病をもつ児童生徒に対しては、家庭と連携をとって、適切な治療に努めるよう指導すること。
- (6) 部活動等に積極的に参加し心身を鍛え、健康の維持・増進に努めるよう指導すること。

- (7) テレビの見すぎ, ゲームのしすぎなどによって, 視力低下につながらないように, また不規則な生活にならないよう指導すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症予防について, 3つの密(密閉空間, 密集場所, 密接場面)を極力避ける等感染リスクを低減させる環境づくりや行動について指導すること。

5 水の事故, 交通事故, 遊びでの事故等防止についての指導

- (1) 危険な場所での遊びの禁止や水泳・水遊びについて, 十分指導するとともに, 家庭にも危険な場所を知らせ, パトロール等により事故の未然防止に努めること。
- (2) 水泳等における事故を防止するために, すでに送付済みの「水泳等の事故防止について」等を参照して, 指導を強化すること。
- (3) 交差点, 三叉路等での一旦停止の徹底, スケートボード等を使用した路上での遊び禁止等について, 特に指導を強化するとともに, 自転車の二人乗りや無灯火運転, 運転中のスマートフォン使用や保持(ながら運転)の厳禁, ヘルメットの着用等, 自転車の正しい乗り方について指導し, 交通事故の未然防止に努めること。
- (4) 線路や道路上に石を置く, 踏切の非常ボタンを押す等のいたづらをしたり, 走行中の列車や車に物を投げたりする等, 危険な行為を絶対しないように指導すること。
- (5) 空家や資材置き場等で遊んだり, 公園等での火遊びや危険な玩具類(エアガン等)を使って遊んだりすることは絶対しないように指導すること。
- (6) 不審者からの被害を防ぐため, 外出する際は人数や行き先等を家族に伝えること, 深夜徘徊等は行わないよう指導すること。(午後10時以降の外出は条例違反)
- (7) 児童生徒がスマートフォン等でインターネットを利用する時間が増えることが予想されるため, ネットでのいじめやネット依存等につながったり, コミュニティサイト等(ゲームサイトやSNS等)に係る犯罪に巻き込まれたりすることのないようインターネットの正しい使い方等について指導すること。
- (8) PTAや地域の人々の理解や協力を得て, 安全な遊び場所の指定や遊び方について具体的に指導すること。
- (9) 風水害・火災・地震等の自然災害時における安全指導及び緊急時の対応について, 十分指導すること。

6 その他

- (1) 気になる児童生徒, 学校への行き渋りや不登校傾向にある児童生徒には, 随時家庭訪問や電話連絡等を行い, 生活実態を把握するとともに保護者との連携を密にすること。
- (2) 地区補導員, 鈴鹿警察署, 鈴鹿市教育委員会等と連携し, 情報を共有したり, 街頭補導を強化したりして, 地域ぐるみで非行防止に取り組むようにすること。
- (3) 事故(水難事故, 交通事故, 問題行動等)が発生した時は, 速やかに警察や関係機関に連絡するとともに, その実情を学校へ連絡するよう保護者に周知する。また, 学校から鈴鹿市教育委員会へも報告すること。
緊急の場合には, 家庭から学校に連絡する方法や学校から各家庭に連絡する方法について確認すること。
- (4) 万が一, 不審者による被害にあった場合は, 速やかに警察や学校に連絡をするよう保護者に周知する。また, 学校から鈴鹿市教育委員会にも報告すること。

鈴教指第 743 号
令和3年 6月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和3年度授業日数及び授業時数の報告について

このことについて、授業時数報告書に記入していただき、各学年1クラス分のデータを下記のとおり御提出ください。

記

- 1 提出書類 ・ 小学校・・・令和3年度授業時数報告書(小学校)
・ 中学校・・・令和3年度授業時数報告書(中学校)
- 2 提出期日 令和3年 7月30日(金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メールまで
- 4 その他 ・ 教務主任等による授業時数確保のための管理をお願いします。
・ 様式については、学期ごとの状況を把握していただけるようになっていますので、データを学校で保存していただき、2学期以降については、1学期のファイルにデータを追加したものを御提出ください。
・ 「土曜授業」を行った場合は、その時数分も入力してください。
- 5 送付文書 ・ 1-6 授業時数報告(小)
・ 1-7 授業時数報告(中)
※ 「授業時数報告」様式は令和3年4月2日付鈴教指第9号「令和3年度各種届・承認願等の様式送付について」にて送付済みです。また、C4th内の書庫にも掲載しています。
⇒書庫>教育委員会事務局>令和3年度各種届・承認願等の様式>
(修正)05各種届・承認願等の様式

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導グループ 森嶋 かをり
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

4 令和3年度 授業時数報告書(〇〇小学校)

		国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	体育	家庭	道徳	学級 活動	総合的 な学習	外国語活 動/外国 語	総授業 時数	児童会 活動	クラブ 活動	学校 行事	その 他	授業 日数
1年		306		136		102	68	68	102		34	34			850					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0	0		0	0	0
		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%			0.0%					
2年		315		175		105	70	70	105		35	35			910					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0		0		0	0	0	0	0	0	0			0	0		0	0	0
		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%			0.0%					
3年		245	70	175	90		60	60	105		35	35	70	35	980					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
4年		245	90	175	105		60	60	105		35	35	70	35	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
5年		175	100	175	105		50	50	90	60	35	35	70	70	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
6年		175	105	175	105		50	50	90	55	35	35	70	70	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					

4 令和3年度授業時数報告書(〇〇中学校)

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	道徳	学級活動	総合的な学習	総授業時数	生徒会活動	学校行事	その他	授業日数	
1年		140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015					
	1学期													0					
	2学期													0					
	3学期													0					
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
2年		140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015					
	1学期													0					
	2学期													0					
	3学期													0					
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
3年		105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015					
	1学期													0					
	2学期													0					
	3学期													0					
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					

小中学校ホームページにおける学校図書検索機能の追加について

1. 学校図書検索

鈴鹿市教育委員会

文字サイズ 小 標準 大

鈴鹿市立 鈴峰中学校

鈴鹿市立鈴峰中学校

学校紹介
シラバス
お知らせ
鈴峰中学校ニュース
行事
学校だより
基本情報
学校運営協議会
いじめ防止基本方針
警報発表時の対応
各種書類
学校図書検索

お知らせ

2021年6月7日 [教科書を展示しています](#)
2021年5月19日 [シラバス](#)
2021年5月19日 [行事予定](#)

鈴峰中学校ニュース

2021年6月7日 [2年生総合学習～ユニバーサルデザインのまちづくり](#) (学校生活2021年度：2学年)
2021年6月6日 [廃品回収を行いました](#) (学校生活2021年度：PTA)
2021年5月25日 [全校集会・表彰伝達・委員会活動](#) (学校生活2021年度：全学年)
2021年5月24日 [ふれあい交通安全指導](#) (学校生活2021年度：全学年)
2021年5月15日 [PIA除染作業](#) (学校生活2021年度：全学年)

検索キーワードを入力 検索

☆学校連絡先☆
〒519-0314
鈴鹿市長湊町1867-1
電話:059-371-0023

本ホームページの画像及びすべての情報について、無断で転載・頒布することを禁じます。
© 鈴鹿市立鈴峰中学校

2. 蔵書, 新しい図書, 人気図書, 貸出状況等が検索可能

鈴鹿市教育委員会

文字サイズ 小 標準 大

鈴鹿市立 鈴峰中学校

鈴鹿市立鈴峰中学校 > 学校図書検索

学校図書検索

新しい図書

新しい図書 人気図書 本のタイトルや著者名を入力

タイトル	貸出種類	状態	
ユニクロ潜入一年	一般図書	貸出可能	表示
通い猫アルフィーのめぐりあい	一般図書	貸出可能	表示
君が夏を走らせる	一般図書	貸出可能	表示
真夜中あやかし猫茶房	一般図書	貸出可能	表示
海馬の尻尾	一般図書	貸出可能	表示
君を掲げば嘘になる 角川文庫；あ96-1	一般図書	貸出中	表示
本格力：本棚探偵のミステリ・ブックガイド 講談社文庫；き67-2	一般図書	貸出中	表示
夏、君と運命の恋をするはずだった	一般図書	貸出可能	表示

ICT を活用した教育について

現状と課題

- ① 令和元年度に大型提示装置等が，令和2年度に市内全ての小中学校に一人一台端末が配備されたことから，これらを活用した授業づくりを推進していくことが必要。
- ② 小学校でのプログラミング教育の推進や ICT を活用して児童生徒に分かりやすい授業づくりを通じた協働的な学びを展開するため，指導の工夫改善が必要。

ICT プロジェクト会議

目的

- ・ 1人1台端末の活用について，学校間及び教師間の ICT 活用指導力の格差の解消に向けて，必須の知識及び技能を明確に示し，全ての教職員の ICT 活用指導力の底上げを図る。
- ・ 活用しない（できない）教職員に対し，その理由を探り，必要なサポートを行う。
- ・ 児童生徒による端末の持ち帰りに向け，条件整備をする。

助言

情報発信

活用状況や実践事例の発信

シェアサイトの開設

「遙か」での発信

持ち帰りについての条件整備

成果物

「鈴鹿市版 ICT 教育プラン」（仮称）作成

・ 情報モラル

・ プログラミング教育

教員研修

指導主事による要請訪問での助言

研修講座の実施

校内研修の支援

校長会

ICT（情報教育）担当者会

教職員の ICT 活用指導力の段階的な向上

- 1 「端末の基本的な機能の活用」
- 2 「双方向の基本的な機能の活用」
- 3 「双方向機能の応用的な機能の活用」

↓
児童生徒の **情報活用能力** の育成

学習の基盤となる資質・能力であり，各教科等横断的な視点から身に付けさせる。（カリキュラム・マネジメント）

第1回不登校対策プロジェクト会議について

Ⅰ 第1回不登校対策プロジェクト会議

(1) 実施日：令和3年5月24日（月） 教育委員会室

(2) 出席者：神戸中学校長，白子中学校長，牧田小学校長，桜島小学校長
教育長，次長，参事，学校教育課長，教育指導課長，
子ども家庭支援課長，教育支援課長 等

(3) 各学校からの報告・意見

①小中連携について

- ・ 小6から中学入学に際し，情報共有がしっかり行われ，中学入学後も子ども1人ひとりに応じた丁寧な対応で，中1ギャップが減少してきている。
- ・ 中学校で得た情報を校区の小学校と共有するなどして，兄弟姉妹間のことや家庭状況などを把握している。今後も小中間で日常的な情報共有を進め，子どもの生活背景に潜む課題等の発見に努められると良い。
- ・ 各学校には不登校の担当がいるが，中学校区でも子どもの情報や取組状況の共有を采配できる役割（人物）あると良い。
- ・ 校区の担当者で集まり，事例検討を行うのも良いだろう。
- ・ 校区の担当者で小中学校の適応教室の環境や状況を見合うのも良い。

②SC・SSWについて

- ・ SC，SSWからは，教員と異なる専門的な視点から意見やアドバイスがいただける。
- ・ SSWからは，家庭面・福祉面でケアの必要な児童生徒，保護者，養育を担っている祖父母等との関わり方，関係機関へのつなぎ方など，様々な部分で助言をいただける。
- ・ 親の困り感があまりなく，適応教室等につながらない児童生徒への対応が課題である。また兄弟姉妹がそろって不登校の家庭への働きかけなどの助言がいただけるとありがたい。

③その他

- ・ 発達に課題のある子どもの支援会議は充実しており，その子どもが不登校であっても話し合いができるが，それ以外の不登校の子どもについてはじっくり話し合える場が少ない。
- ・ ある児童生徒の発達をずっと追っていける体制が整っていれば，その年だけでなく，先を見越した取組や引継ぎができる。
- ・ 鈴鹿市においては，長年にわたって長期欠席者数が全国の数値を上回っている。また，年々減ってきているが，依然として中学2年生時点に不登校が増加する。この2点が課題であり取り組まなければならない。

(4) 小中連携の持続的なシステムを作るために

- ・ 校区の特別支援コーディネーターや不登校の担当者等が，ざっくばらんに子どもの状況をやりとりしたり，互いの学校や子どもの様子を見合ったりできるなどの交流が盛んになると良い。
- ・ 校区で事例検討会等をもつ場合は，事例に関する情報交換に終始せず，どのような事例では，どのように連携して取り組むか等を共通認識できるような話し合いとなるよう意識する。
- ・ 初任者であったり担当者が変わったりしても，継続した取り組みができるよう，クロムブックの C4th を活用した情報集約やカルテの積み上げなどを検討すべき。
- ・ 取組を持続できるよう，無理のない形で情報共有できる場を持つ。
- ・ 校区内の学校を行き来できる風通しのよいものにできると良い。
- ・ 兄弟姉妹のケースは，小中合同支援会議で話し合うことが有効。小中連携や継続して子どもを見ることができるよう，不登校に対応できる人材育成の場としても有意義。
- ・ どのような学校（小規模な学校）でも可能となる体制づくりや，方策を考える必要がある。

2 今年度の取組について

○小中で連携した持続的不登校対策のシステムを実践研究する。

- ・ 校区の不登校対策担当者会議の開催
- ・ 校区の小中合同支援会議の開催

第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について

1 開催日 令和3年5月17日（月） 教育委員会室

2 構成メンバー

川上郁雄（早稲田大学大学院日本語教育研究科 教授）リモート
 宮崎 里司（早稲田大学大学院日本語教育研 教授）リモート
 河曲小学校長，一ノ宮小学校長，創徳中学校長，
 吉川教諭（神戸小），加藤教諭（創徳中），
 教育長，次長，参事，学校教育課長，教育指導課長，教育支援課長

3 第5期日本語教育の取組「3年間の取組概略」

令和2年度 「実践リーダー校・校区に学ぶ」

- ・第5期3年間の取組計画策定
- ・実践リーダー校の国際教室公開授業・小中連携の取組の紹介
- ・日本語教育実践フォーラムの開催



令和3年度 「実践リーダー校・校区の取組を広げる」

- ・実践リーダー校及の実践に学んだ研究授業（小・中学校課題別グループ）
- ・日本語指導者への研修の充実
- ・ICT機器を活用しての効果的な活用事例の紹介
- ・多文化共生教育実践 EXPO の開催



令和4年度 「実践リーダー校・校区の広げられた取組の充実」

- ・実践リーダー校の実践に学んだ研究授業
- ・日本語指導者への研修の充実
- ・多文化共生教育実践 EXPO の開催
- ・実践報告のとりまとめ, 3年間の検証・総括

4 令和3年度の具体的取組

(1) 実践リーダー校の実践に学んだ研究授業

【研究主題】

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による取組の推進
- ・「読む」「書く」力の育成を意識した取組の推進
- ・国際教室と在籍学級のつながりを意識した取組の推進

① 日本語教育担当者ネットワーク会議の開催（年5回）

- ・国際教室の設置されている12校を中心に小グループを形成し、日本語教育や多文化共生教育について研修を進めていく。また、国際教室常設校以外の担当者にも積極的に会議や国際教室の公開授業にも参加できるよう呼びかけていく。

また、ネットワーク会議の中で、ICT機器を活用しての効果的な活用事例の紹介し合う。

② 国際教室公開授業（年3回）

- ・12校を中心に3つのグループに分け、経験がある指導者が中心となって、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業や「読む」「書く」力の育成を意識した授業、国際教室と在籍学級のつながりを意識した授業についてどのように授業づくりをしていくかを研修していく。

(2) 日本語指導者への研修の充実

① 日本語教育研修会（夏季研修講座）※リモートにて開催予定

日時：令和3年8月23日（木）13:30～16:30

講師：神奈川大学 国際日本学部 日本文化学科 澤口哲弥 教授

対象：日本語教育担当（各校1名以上）、希望教員、日本語指導講師など

② 多文化共生教育実践 EXPO の開催

日時：令和4年2月4日（金）午後3時～午後5時

会場：市役所1203会議室

対象：日本語教育担当者等教職員（各校1名以上）、外国人教育指導助手、日本語指導講師、市外教職員など

内容：市内小中学校の多文化共生教育の取組の実践発表・交流会

(3) 個に応じた進路指導，進路保障の取組

① 「進路ガイダンス」の開催

日時：令和3年11月13日(土)

場所：鈴鹿市市役所12階1203大会議室

② 「就学ガイダンス」

日時：12月ごろ実施

場所：市内小学校

③ 全国学力学習状況調査を活用した学力分析の把握

JSL児童生徒の学力学習状況調査の分析結果を共有し，指導や授業づくりに活かす。

自転車損害賠償保険等への加入について

三重県においては、これまでの「交通安全の保持に関する条例」を全面改正し、「三重県交通安全条例」として制定し、本年3月23日に公布しました。

その中に、「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」が第3章第25条に盛り込まれ、令和3年10月1日から施行されます。

この「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」については、自転車運転者は当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないとされており、未成年の自転車運転者については、その保護者に参加の義務が規定されているものです。

1. 三重県交通安全条例の公布

令和3年3月23日 交通安全の保持に関する条例（昭和四十一年三重県条例第四十六号）の全部を改正。

《前文》～前略～ ここに、私たちは、県、市町、県民、事業者等が一体となり、交通安全対策に全力で取り組むことを決意し、誰もが暮らしやすい安全で安心な社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

2. 自転車運転者の責務

第五条 自転車運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、歩行者妨害、スマホ等を使用しながら運転する行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならない。

2 自転車運転者は車両の運転者であることを自覚し、定期的な点検整備を行うよう努めなければならない。

3. 自転車損害賠償責任保険等への加入（令和三年十月一日から施行する）

第二十五条 自転車運転者（未成年を除く。）は、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外のものにより、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときはこの限りではない。

2 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に看護するもの（以下この項において「保護者」という。）は、その看護する未成年者が自転車を運転するときは、当該運転にかかる自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外のものにより、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときはこの限りではない。

4. 自転車損害賠償責任保険等の例

(1) 自転車を購入するとき

自転車保険 TS マーク



(3.0×5 cm)



(3.5×5 cm)

自転車安全整備店で、自転車の点検整備（有料）を受けることで加入できる保険

(2) 三重県PTA子ども総合保険

三重県PTAから届き、入学時に配付する申込書で加入できる保険



(3) 自動車保険等の基本保障または特約加入の保険

各家庭で加入している自動車保険，火災保険，傷害保険等の基本保障または特約で加入できる保険

ヤングケアラーとその取組について

令和3年7月8日

1. 定義（法令上の定義は無し）

- ・ヤングケアラーとは、「一般的に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。」

（文部科学省 HP より文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室）

- ・ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められている。

（ヤングケアラー支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム）

2. 実態把握

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

…ヤングケアラーに関する初の全国規模調査研究事業

① 要保護児童対策地域協議会対象アンケート
（令和3年1月25日～2月26日） 全国の要対協に郵送調査。回収率53%。
② 中学校・高校における学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査
（令和2年12月～令和3年2月） 無作為抽出：中学校1000校，全日制高校350校（三重県含む） 郵送調査，回収率：中学校75.4%・高校71.1%
③ 中高生の生活実態に関するアンケート調査
（令和2年12月21日～令和3年1月31日） 無作為抽出：中学校1000校，全日制高校350校（三重県含む） 学校を通じ生徒に回答フォームのQRコードとURL配布，Web上で回答。 有効回答：中学校5,558・高校7,407

3. 結果（概要）

○世話をしている家族が「いる」と回答した子ども

- ・中学2年生5.7%（17人に1人），全日制高校2年生4.1%（24人に1人）

○世話にかかる時間や影響

- ・ほぼ毎日世話をしている中高生は約5割弱
- ・1日の世話に費やす時間，中学2年生は平均4.0時間，高校2年生は平均3.8時間
- ・1日平均7時間以上世話をしている中高生は1割

4. プロジェクトチームの立ち上げ

○厚生労働省と文部科学省が連携し、ヤングケアラー支援に向けた方策を検討する為の「ヤングケアラー支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、令和3年5月17日に調査結果の報告をまとめた。

5. 現状・課題（プロジェクトチームとりまとめより）

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題（知られたくない面）であり、本人や家族に自覚がない等の理由から、支援が必要であっても表面化しにくい。
- 福祉・介護・医療・学校等関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等が十分でなく、自治体における現状把握が不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策・対応窓口が明確でなく、時に福祉サービス提供者から家庭内の「介護力」とみなされ、ケアを担うことを余儀なくされたり、福祉サービスの利用を調整されたりしてしまうケースがある。
- ヤングケアラーの社会的認知は低く、支援が必要な子どもがいても、周囲の大人が気付くことができないだけでなく、本人にもその自覚がない

6. 厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策

(1) 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育関係機関，専門職やボランティア等への研修機会推進
- 地方自治体における現状把握の推進

(2) 支援策の推進

- ヤングケアラーへの悩み相談支援
- 関係機関連携支援（モデル事業実施，マニュアル作成，福祉サービスにつなぐ専門職や窓口の活用など，支援体制の在り方を検討）
- 教育現場への支援
 - ・SSW等の配置支援，民間活用の学習支援事業や，学校との情報交換・連携促進
- 子どもを「介護力」とみるのではなく，福祉サービスの利用について配慮するなど，その家族に対するアセスメント等について地方自治体に周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭への支援の在り方を検討。

(3) 社会的認知度の向上

- 2022年～2024年度までの3年間を，ヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし，広報媒体の作成，全国フォーラム等の啓発イベントを開催。社会全体の認知度を調査するとともに，当面は中高生の認知度5割を目指す。

7. 鈴鹿市の取組

(1) 早期発見・把握

- 虐待やネグレクト等の視点にヤングケアラーの視点を加え，校内の支援会議等で職員間で情報を共有し，早期発見・把握に努める。
- 学校運営協議会等においてヤングケアラーの問題についても取り上げ，地域全体で子どもを見守る

(2) 支援策の推進

- 学校の行う支援は主に次の3つ。①教員やSCによる「悩み相談」，②「学習支援や進路相談」，③SSWによる「福祉サービス等関係機関への接続支援」

(3) 社会的認知度の向上

- 国が配布を予定している広報資料等を活用し，教職員の認知度を向上する。

教育現場としては、従来からある「教育的に不利な環境のもとにある子ども」という視点を大切にして、子どもが家庭の経済的・社会的事情等に左右されず等しく教育を受け、安心して育ち自己実現できるよう取り組んでいく。

子育てトークのご案内

子どもをもつ保護者同士が、気になることなどを話し合い、情報交換しませんか。

また、心理士による相談もできます。

場所：鈴鹿市役所 本館12階 1205会議室
(神戸1丁目18番18号)

日時：令和3年8月30日(月)

時間：9:30~11:30

申し込み：

- ・8月25日(水)までに、下記連絡先に電話、またはFAXにて予約してください。
- ・託児が必要な場合は、予約の時に申し出てください。

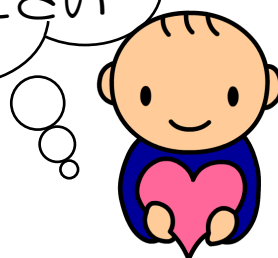
連絡先：鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課

電話 059-382-9140

FAX 059-382-9142



一人で悩まずに
気軽に
ご相談ください



令和3年度 特別支援教育 研修会（応用編） 「多様な子どもの支援についてケースを用いて考える（仮）」

本年度7月に開催いたしました特別支援教育基礎研修会の応用編として、応用行動分析の視点から気になる子への理解の方法や支援のあり方について、研修会を実施いたします。

子どもの健やかな成長の一助となるよう、ぜひこの機会をご活用していただければと思います。

[日時] A 9月 6日（月） 15:30 ～ 17:00
B 9月13日（月） 15:30 ～ 17:00
C 9月27日（月） 15:30 ～ 17:00

研修会はすべて
同じ内容です

[対象] 教職員，介助員・支援員 等

※研修会への参加希望のある介助員・支援員の方については、勤務時間内に受講できるよう、別途対応いたします。詳細は後日連絡いたします。申し込みにつきましては、「希望日時」欄の記入は不要です。「名前」欄のみ記入してください。

[参加方法] Google Meet を用いたオンライン研修

※参加方法は、「(別紙) GoogleClassroom の使い方」をご覧ください。

[講師] 渡邊 賢二 氏 （皇學館大学教育学部教授）

[内容] 『多様な子どもの支援についてケースを用いて考える』

- ・ 研 修（講義） 1時間15分
- ・ 質 疑 15分

[申込み] 参加申込書を、子ども家庭支援課までFAX，または部署メールにて送付してください。

【鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課】

FAX：059-382-9142

部署メール kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

《 問い合わせ先 》

鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課

教育相談G 松岡宏樹・金子彰子

電 話：059-382-9140

FAX：059-382-9142

Mail：kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

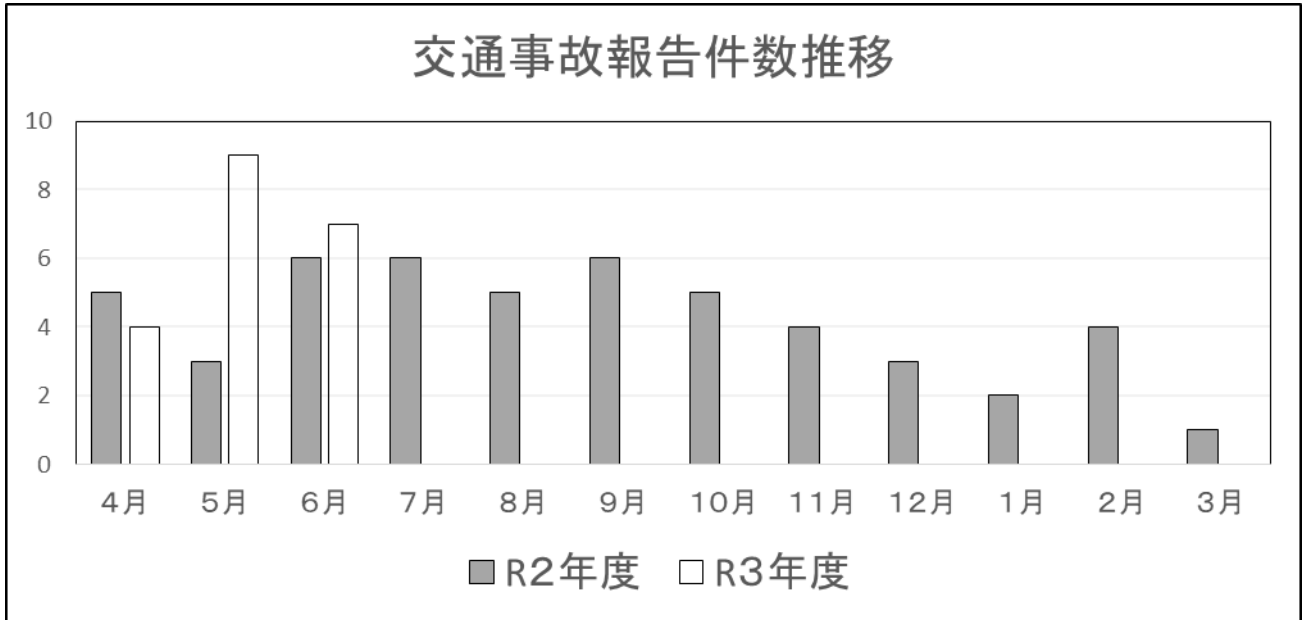
令和3年度 特別支援教育研修会（応用編）参加申込書

※5人以上で申し込みされる場合は、コピーをしてお申し込みください。

所属名 (連絡先)	(TEL)
希望日時	名 前
(例) A	

※介助員・支援員の方については、「希望日時」欄の記入は不要です。「名前」欄のみ記入してください。

◆ 令和3年4月1日～令和3年6月25日の状況



20件(前年度比 +6件) 6月25日現在

加害(双方も含む) 15件

人身 2件

出退勤途上 9件 交差点 7件

◆ 状況・傾向

令和3年度の交通事故発生件数は6月25日現在では、20件となっており、昨年度比で6件増加しております。今年度の傾向として、朝の出勤途中における事故や、交差点付近で職員の注意不足による交通事故が大変多くなってきている状況にあります。これらの事故では、時間に余裕を持って自宅を出ることや、運転中に周囲の状況を的確に把握し十分注意することにより回避可能であったと考えられます。

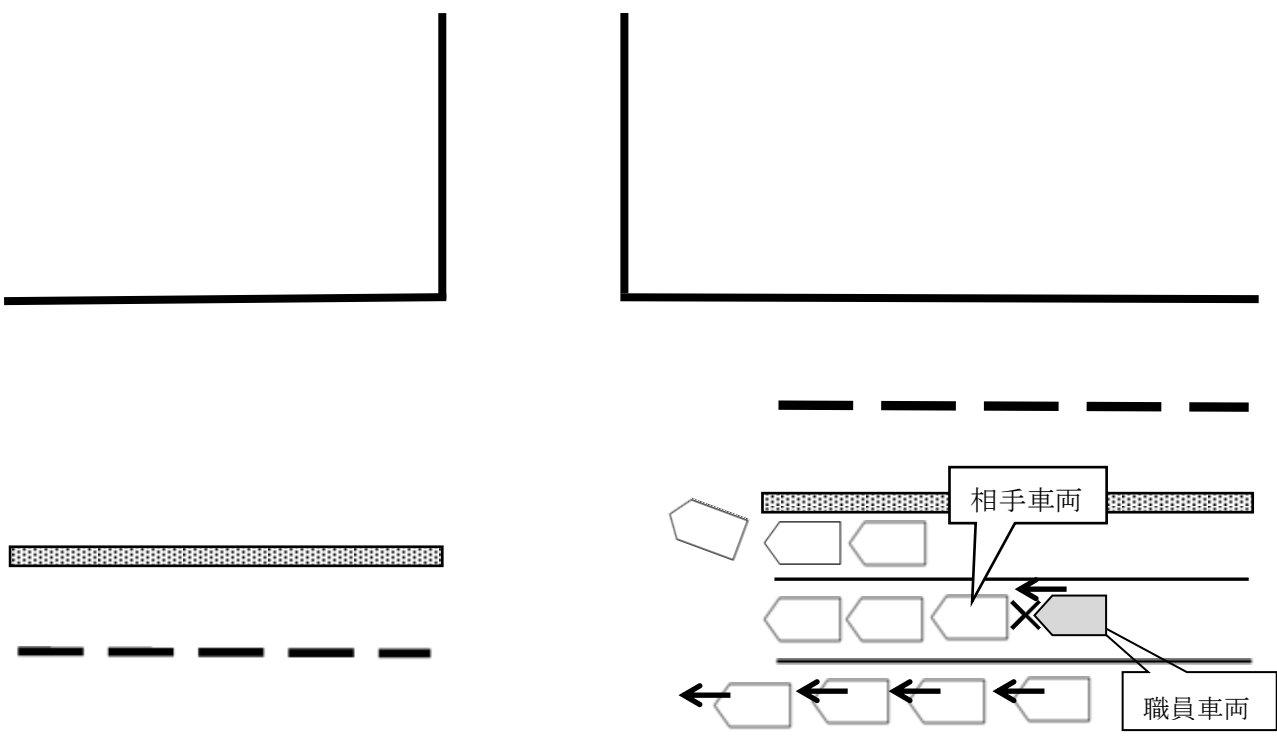
今後、1学期後半、教職員の疲労の蓄積や、梅雨時期を迎え降雨等により視界が悪くなることなど、運転に細心の注意を払う必要がある状況となります。交通事故の未然防止について、教職員一人一人の自覚を促し、注意喚起をお願いします。

- ・ 交差点での右左折時の際には、対向車や横断歩道の状況等に細心の注意を払うこと。
- ・ 雨天等荒天時の運転については、路面の状況や視界、速度等に気をつけること。
- ・ 前方、後方、左右の安全確認を十分すること。
- ・ 適切な車間距離を保つこと。
- ・ 相手車が「来ないだろう」「止まるだろう」という思い込みには陥らないこと。
- ・ 仕事と運転時の気持ちの切り替えを行い、常に運転に集中すること。
- ・ 発進の際の前方車両の動きに注意を払うこと。
- ・ 子どもや歩行者等、相手の予期せぬ行動を念頭に入れて運転すること。
- ・ 一時停止必要箇所では、確実に車両の停止を行うこと。

(事例1)

交差点で赤信号のために停止中、青信号に変わった際、隣の車線の車が発進したため、自分の車線も動き出したと思って発進したが、列前方の車が停止していたため、追突した。

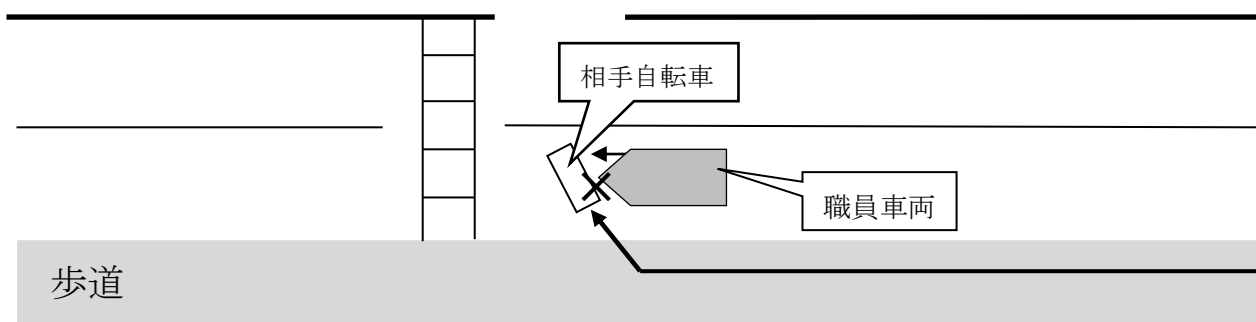
→ 前方を十分に注意し発進していれば防げた事故。



(事例 2)

信号のない横断歩道の手前で、歩道から横断しようとした自転車と衝突した。

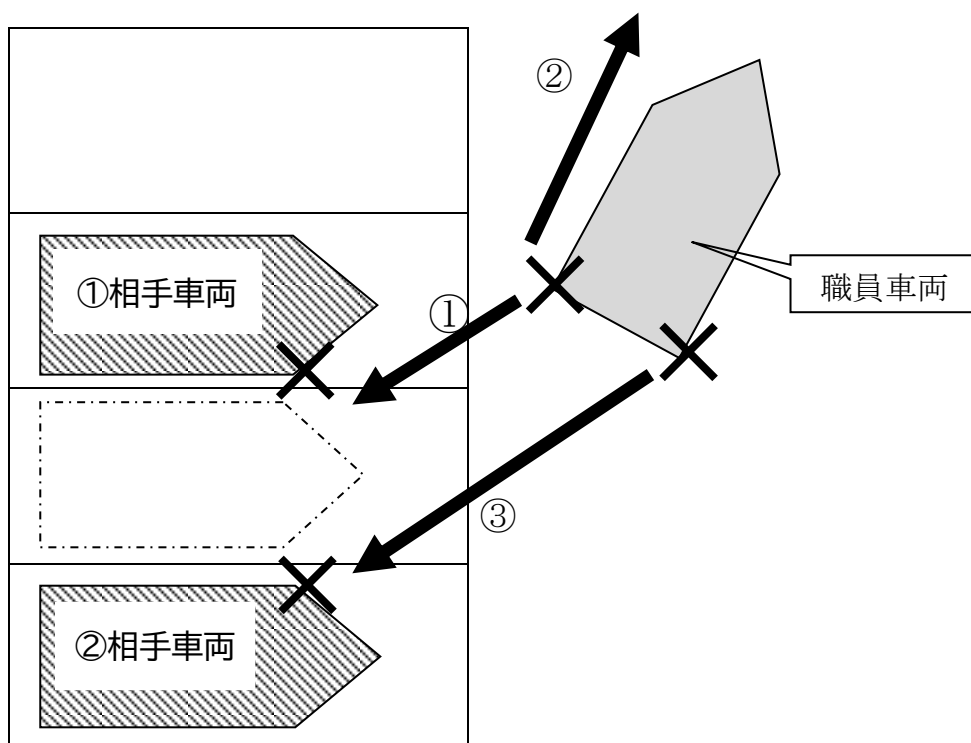
→ 自転車や横断歩道を認識し、停止できるスピードで走行していれば防げた事故。



(事例 3)

公共施設の駐車場で、バックで駐車しようとしたところ、両隣に駐車していた車2台に繰り返し接触した。

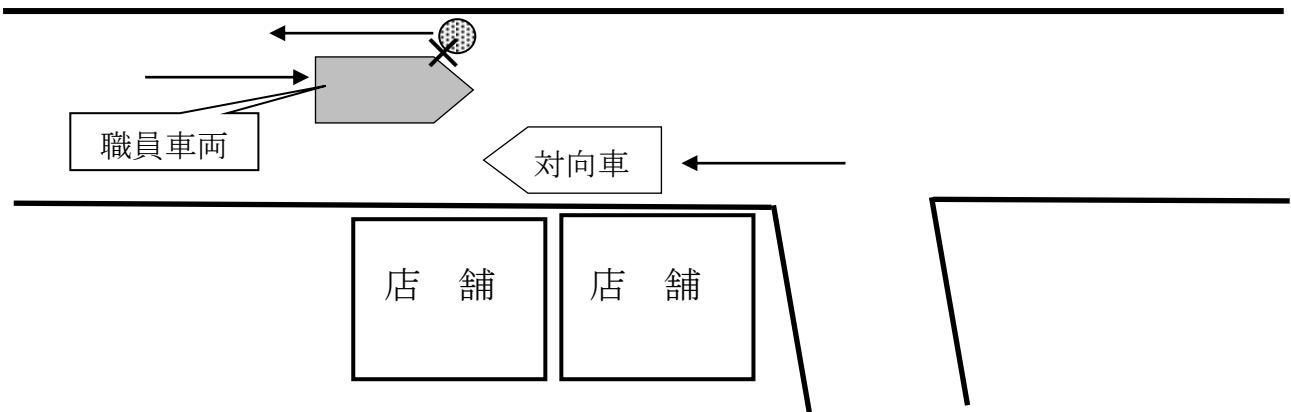
→ 職員がバックするとき再度後方の安全確認を行っていれば防ぐことができたと考えられ、最初の事故が起こった際、冷静にその後の対応をとることができれば、2回目の接触も回避できたと考えられる。



(事例4)

幅の狭い道路を走行中、対向車とすれ違う際、集団登校中の児童のランドセルにドアミラーが接触した。

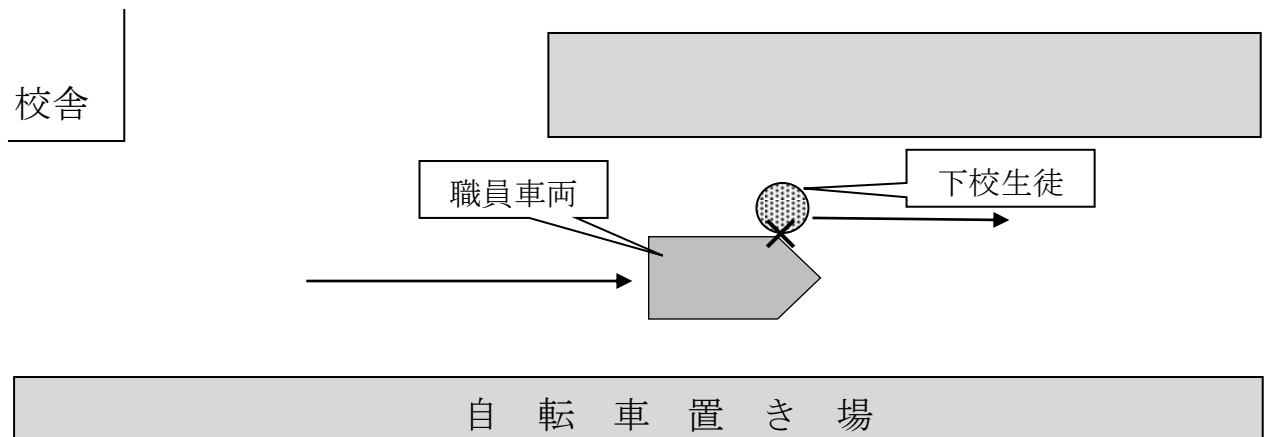
→ 対向車だけでなく、児童が通り過ぎるまで停止していれば防げた事故。



(事例5)

生徒の下校指導のため、車で郊外へ出かけようとした際、敷地内を歩いて下校していた生徒に接触した。

→ 生徒の通行する時間を避けることや、生徒が通り過ぎるまで停止していれば防げた事故。



鈴教学 第 994 号
令和 3 年 7 月 1 日

(宛先) 各幼小中学校 (園) 長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について (通知)

教職員の服務規律の確保等について、別添 (写) のとおり三重県教育委員会教育長から通知がありましたので、教職員に周知し、一層の注意が払われるよう指導をお願いします。

記

- 別添文書
 - ・ 教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について (通知)

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まる中、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

しかしながら、令和2年度は、わいせつ行為や窃盗、交通事故や不適切な言動により懲戒処分とした事案が8件発生し、公教育への信頼を大きく失することとなり、これまで積み上げてきた教育への信頼が根底から揺らぐ危機的状況にあります。

県教育委員会では、こうした事案を厳粛に受け止め、令和3年3月にとりまとめた「不祥事根絶に向けた対応策」を基に、学校と共に不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、たった一件の不祥事が発生することにより、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとりには、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するよう、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

国においては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等の責務等が規定されたことを踏まえ、教職員としての倫理を保持し、児童生徒性暴力等の防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。さらに、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況もわいせつ事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避けるなど不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、一部改正された「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け

「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」〈教職員課〉

- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について」〈教職員課〉

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

また、教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築していくこと。

なお、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

さらに、昨年度、教職員が自分の子どもに対して暴行を行い、傷害を負わせたことにより、懲役の判決を受け失職する事案が発生した。例え、親権を有する自分の子どものしつけであっても、体罰が禁止されていることを理解し、あらゆる暴力を排除すること。

- ・ 令和2年11月20日付け「職員の綱紀粛正について」〈教職員課〉
- ・ 令和3年4月23日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」
〈子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課〉
- ・ 令和3年3月11日付け「不祥事根絶に向けた対応策について」〈教職員課〉

3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。

飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。なお、処分まで至らないものも含め、漫然運転による事故が発生していることから、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染リ

スクの高い活動等を制限するとともに、車座になって飲み物を飲みながら会話することを防ぐなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知を参考に、指導を徹底すること。

- ・ 令和3年3月29日付け

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」

＜高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、教職員課＞

5 時間外労働時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外労働時間の上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和3年3月19日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞

- ・ 令和2年12月2日付け

「長期休業中において県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間の設定及び学校閉校日の設定について」＜教職員課＞

6 教育活動中の飲酒等の禁止について

教職員は、教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、飲酒等、保護者や県民の教育に対する信用を失墜する行為は、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことについても同様である。

7 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わずを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでにも、管理職による旅費の不正受給事案があったことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

8 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校においては、特に児童生徒の個人情報にかかる書類・電子データ等、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し、校外へ持ち出さないよう意識の共有を図ること。やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。

また、個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

加えて、不要となった個人情報を含む書類や電子データ等は速やかに廃棄する

ことを含め、児童生徒に関する情報や書類等の具体的な管理方法やルールを全職員が理解し、より一層安全で強固な管理体制を確立すること。

- ・ 令和3年6月14日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」
＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」
(令和3年4月 令和3年度県立学校長・事務長会議配布資料)

9 あらゆるハラスメントの防止について

あらゆるハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るため、職員一人ひとりが、お互いの人格を尊重する働きやすい職場となるよう、普段からコミュニケーションを大切にし、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

- ・ 令和2年9月15日付け
「ハラスメントの防止等に関する基本方針等の作成（見直し）について」＜教職員課＞

10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和2年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 8件・8人

② 体罰発生件数・対象教員数 1件・1人	公立小中学校	県立学校
	0件・0人	1件・1人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	15件	12件
通勤時の人身事故	14件	14件
私用時の人身事故（自損を除く）	10件	4件
計	39件	30件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対象

旭が丘小学校の通学区域の一部，白子中学校の通学区域に居住し，4月1日に1年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内容

(1) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は，隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で2 km以内であること。また，当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校，愛宕小学校又は白子小学校

(2) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は，隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で6 km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	天栄中学校，鼓ヶ浦中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し，教育委員会が毎年度定める。

就学時健康診断の実施について

	学校の実施項目	教育委員会事務局の実施項目
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日の決定 ●保護者に渡す書類準備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施通知 ・関係様式 	<ul style="list-style-type: none"> ●名簿データ作成 ●健康診断通知ハガキ等作成
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●封筒（学校名入）準備 ●封筒詰め <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断実施通知 ・健康診断通知ハガキ ・関係様式 ・MR2期予防接種のお知らせ ・特認校（合川小学校）お知らせ ●封筒を学校教育課に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・8/23（月）〆切 （ラベルを貼り，名簿順に並べる） ●名簿作成準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●8/2（月）名簿を学校に配布 <ul style="list-style-type: none"> ・紙データ ・電子データ
9月	↓	<ul style="list-style-type: none"> ●郵送準備 ●全保護者に郵送 9/1（水）
10月	↓	
11月	↓	

【学校教育課】

1. 『就学時健康診断票』（中厚口 2,000 枚）の印刷発注
2. 8月下旬までに、各学校での健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』で学校教育課へメールにて提出してもらう。
各校にて健診日時を記載した案内文書を封入しているとのことであり、今まで同様、通知ハガキには健診日時は印字しないこととする。
3. 子ども育成課へデータ抽出の依頼をかける。（7月16日（金）を締め切り予定。）
4. 健康づくり課から『MR 2期予防接種のお知らせ』を受け取る。
5. 『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『就学予定者一覧』、『ラベル』を作成する。
ラベルは学校ごとに作成するため白紙部分が出るが、予備として使用してもらう。
6. 『就学時健康診断の実施について（依頼）』、『就学時健康診断関係様式について』、『就学予定者一覧』、『MR 2期予防接種のお知らせ』、『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『ラベル』、『就学時健康診断票』、『小規模特認校募集案内』、『通学区域の弾力化案内』（この案内通知は、白子中学校の通学区域の小学校のみに配布します。）、『就学援助新入学生用品費入学前支給の申請について』を一纏めにしておき、各校に取りに来てもらう。
（8月2日（月）を予定）
今までどおり、ネットフォルダからダウンロードしていただく書類もあるので、依頼文書に記載する。
7. 封入したものをリスト順に並べてもらい、学校教育課へ納品してもらう。（8月23日（月）を予定。）
各校へリストを渡した後の異動分については、学校教育課より異動通知（紙）を渡し、例年どおり学校にて通知処理をしてもらう。
8. 最後の抜き取りチェックを行い、抜き取ったものは各校へ返送する。
9. 就学時健診日程一覧表を作成し、各園へ郵送準備を行う。
10. 郵便局ごとに仕分けし、差出表を作成、集荷依頼をかける。

【小学校】

1. 郵送用の角2封筒を準備しておく。
2. 8月下旬までに、健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』で学校教育課へメールにて提出する。（8月23日（月）を予定。）
3. 就学時健診用の書類一式を学校教育課へ取りに行く。（8月2日（月）を予定。）
4. ネットフォルダに掲載されている書類も封入漏れがないように注意しながら封入を行う。
5. ラベルの送付先が封入物と一致していることを確認し、封筒に貼付し封緘を行う。
6. 封入封緘した書類をリスト順に並べ、学校教育課へ納品する。（8月23日（月）を予定。）
リストを受領後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を受け取り、例年どおり学校から通知処理を行う。